

16. 他都市調査：野田市・川崎市・多摩市・相模原市 ～公契約条例～

<p>日時 ・ 場所 ・ 説明者</p>	<p>①千葉県野田市 2013年4月16日(火) 10:00～11:30 総務部管財課 佐久間進課長・伊原誠宏係員</p> <p>②神奈川県川崎市 2013年4月16日(火) 15:00～16:00 財政局資産管理部契約課 星野宏幹課長・松田武士係長</p> <p>③東京都多摩市 2013年4月17日(水) 10:00～12:00 総務部総務契約課 松尾銘造課長・契約係 松本一宏係長</p> <p>④神奈川県相模原市 2013年4月17日(水) 14:00～15:30 企画市民局財務部契約課 鈴木克己課長・井上貴弘主査・佐藤光男副主査</p>
<p>目的</p>	<p>近年、非正規労働者が増え、賃金が減少し、雇用問題としてワーキングプアが社会問題となっている。ワーキングプアの問題は地域経済の問題としても重要であり、地域社会の規範となる公契約における適正な賃金水準を維持することが求められている。先行して公契約条例制定している都市において、制定の経緯、議会での論点、施行後の課題について調査した。</p>
<p>所見</p>	<p>野田市が自治体で初めて公契約条例を制定した。その背景には、野田市長が競争入札でそのしわ寄せが下請けやその労働者に来ている実態を知り、公契約条例の必要性を感じたという。公契約条例は本来国の法律として定めるべき事項であり、全国市長会を通じて国に法整備を求めた。しかし国は動かず法整備が実現されていないため、野田市長は自治体で条例を作ることによって国に法整備を促したいと考えた。野田市長は条例制定後に全市・東京都23区へ条例制定を求める書簡を送ったとのことである。</p> <p>リーマンショック以来、貧困の問題がより鮮明になり、その対策が社会的課題となっている。特に公契約において貧困を生み出している現実があり、地域社会の崩壊と地域経済の衰退、更に生活保護受給者の急増など社会的負担が増えるという状況が生まれている。公契約条例によって公共工事や委託事業での労働者の生活の保障がある程度出来れば、地域での雇用確保や地域経済の維持、ひいては地域コミュニティの維持につながる。少なくとも、公共の福祉を実現することが地方自治の本旨とする自治体において、公共事業や委託事業でワーキングプアを生み出すことは問題である。また、一般競争入札における低価格の受注により、工事の品質の低下や市民サービスの低下が懸念される。福岡市においても指定管理者の入札では価格を引き下げのために契約と異なる人配置に換えるなどの問題が生じている。</p> <p>今回の調査で、①公契約条例を制定することの法的な問題はないこと、②公契約条例で契約価格が上昇するのではないかとということについては委託事業は多少上昇するが工事契約は上がっていないこと、③事業者もあまり反対してい</p>

ない、④事務的負担もそれほどでもない、⑤議会でも特に大きな問題になっていない、などが明らかになった。その大きな要因は条例制定時から雇用者サイド、被雇用者サイドを含めて検討を行っていること、議会でも議論されていることにある。条例で対象とする規模の工事契約の場合は、元々国の労務設計単価の80～90%は計算されている実態があることや、落札価格が予定価格の80～90%であること、委託契約については生活保護基準以上ないしは現業職員の初任給を基準にしていることなどで、事業者との合意形成が出来やすいことにある。手順を踏んでやれば問題ないと思われる。

また事務事業の煩雑さについてはそれほどでもないとしており、性善説に立って制度を運用しており、双方に負担がかからないように配慮されている。また、対象事業を順次拡大している自治体が多く、体力に合わせて執行している様子が見られた。

各自治体で調査した内容は次ページの表にまとめた。

<法との整合性について>

1) 憲法 27 条第 2 項との関係

「契約の自由」の基に契約の相手方に労働条件の遵守を求めるものであり、公権力的な規制ではない。

2) 最低賃金法との関係

2009年2月24日付の民主党・尾立源幸議員の質問趣意書に対する答弁書

「条例において、地方公共団体の契約の相手方たる企業等の使用者は、最低賃金法第9条1項に規定する地域別賃金に定める最低賃金額を上回る賃金を労働者に支払わなくてはならないとすることは、同法上、問題になるものではない。」

3) 地方自治法との関係

地方自治の本旨に基づき公契約の質の向上と市民生活の向上を図るもので何ら問題ない。

4) 労働法上の論点

公契約相手方の事業者に市が定める賃金以上の支払い義務を定めるもので、事業者は契約の自由は保障されており問題はない。

5) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に関する論点

市が公契約条例を定めることによって市が不当に利益を得るものではなく、公契約の質の向上により、市民の福祉の実現にあるので問題はない。

6) WTO 政府調達協定との関係

条例に基づく手続きにおいて、入札参加の機会及び入札書の評価手続き等について、内国民待遇及び無差別待遇が与えられるのならば、直ちに政府調達協定違反にはならない。このことは総務省及び外務省にて確認されている。

	野田市	川崎市	多摩市	相模原市
人口	156,725	1,440,474	145,467	718,695
条例制定日	2009年9月30日公布	2010年12月議会で契約条例の一部改正	2011年12月21日条例案議会可決、22日施行	2010年12月議会で公契約条例可決
実施日	2010年2月1日施行、4月1日以降の契約	2011年4月1日実施	2012年4月1日から実施	2011年4月1日施行
条例制定の経緯及び原案作成主体	05年に全国市長会を通じて国に公契約についての法整備を要請。しかし国の動きがないため、05年3月議会に公契約条例を津黒報告、事務局で条例案を策定、同年9月議会に条例案を上程、可決。10月に全市・23区805自治体に呼びかける。	09年12月議会で質疑に市長が答弁。既に契約条例があるため一部改正にした。10年2月に庁内に公契約条例検討会議を設置。同年9月にパブリックコメント、12月議会上程、可決。	2010年4月市長選挙で公約。同年10月に公契約制度調査検討委員会設置【構成】副市長十部長6名【補助組織】課長7名＋職員組合2名(4回開催)。業者アンケートの実施、11年8月公契約制度に関する審査委員会設置【構成】弁護士1名、労働団体代表2名、事業者代表2名(5回開催)、同年9月パブリックコメント実施、同年10月事業者懇談会(市建設協力会)、同年12月議会上程	市長選挙の公約に公契約条例正手を挙げて当選。2010年5月に庁内に検討部会を設置(契約課十関係課)。同年5月に調査研究内容を市長に報告。報告を庁内で検討。その後使用者団体に12回、労働団体に12回、説明会開催。同年9月に議会に報告とパブリックコメント実施。同年12月議会に条例案を上程、可決。2011年1月労働報酬審査委員会設置、開催。同年4月1日施行。
パブリックコメントの実施と主な意見	市長のリーダーシップで条例案を作る。パブリックコメントはしていない	賛同の意見のみであった。(208通の意見書、838件悪意見)	【事業者アンケート】123件中85件回答、①賛否について、賛成39、反対11、分らない33、②賃金の実態は設計労務単価の90%未満は34件中8件【パブリックコメント】意見16人全て賛成、実施状況の検証を加えてほしいという意見については、公契約審査会で実施することとした。	179人522嫌悪意見。主のものは①公契約条例に賛成、②範囲拡大をしてほしい、③下限額は設計労務単価100%にしてほしい、④同一労働同一賃金でなくなる問題
策定時の議会の論点	議会では特に議論はなかった	議会では特に議論はなかった。	公契約制度審査会は公開でなされ、議員も傍聴し、議会では特に議論はなかった。	①基本的に労使間で解決すべき、市民の税金で給与補填はおかしい、②行政の肥大化の問題
策定時の事業者の論点	事業者からも特に異論はなかった	事業者からも特に異議はなかった。	①労務台帳の作成で時間の管理が大変、②契約変更の増額をなかなか認めてくれない	大きな反対はない。台長作成の負担がでている。
議会の採決	全会一致	全会一致	全会一致	定数49名の内反対2名
対象事業	【工事】1億円以上の工事又は製造の請負 08年度か5000万円以上に引き下げ(34件) 【委託】1000万円以上の請負、当初は施設の設備の運転、管理、保守点検、施設の清掃に制限。その後指定管理者など順次拡大。又1000万円以下でも同業種は対象(約300件)。	【工事】6億円以上の契約。議会の議決を要する額。(12年度29件) 全予工事算額の3～4割。 【委託】1000万円以上の契約で、警備、建物及び屋外清掃、施設管理、電算関連業務の184件、指定管理者全て211施設。	【工事】工事請負計約5000万円以上、予算額の50%以上を目安(委託も同じく予算額50%を目安)。 【委託】業務委託計約1000万円以上のもで市が指定する業務、(清掃、学童保育、福祉関係など)公の施設の指定管理者(8ヶ所)、市長が特に必要と認められたもの	【工事】3億円以上の請負契約。対象12年度9件、13年度3件。 【委託】1000万円以上の請負契約。施設の整備、清掃、設備の運転管理、案内業務、給食調理員、市長が必要と認めるもの、指定管理者及び指定管理者が締結する1000万円以上の契約。
労働者の範囲	契約に従事する全ての労働者及び一人親方	契約に従事する全ての労働者及び一人親方	契約に従事する全ての労働者及び一人親方	契約に従事する労働者及び一人親方
賃金下限額	【工事】公共工事設計労務単価×80%、08年に85%に改訂、熟練者以外は職員初任給を基準 【委託】一律初任給を基準、11年度から事業者ヒアリングし業種毎に決める(同一労働同一賃金にしている)	【工事】公共工事設計労務単価×90%、熟練者以外は委託と同額 【委託】生活保護費を基準。生活保護費が最低賃金をうわまっていることからモラルハザードをに対応するため。	【工事】公共工事設計労務単価×90%、熟練労働者は80%の雇用、未熟練者は委託と同額 【委託】生活保護費を基準に職員の労働時間で割り戻す。60才以上は雇用の確保の視点から適用除外。	【委託】生活保護費を基準。
賃金下限額の決め方	契約担当部局職員	作業報酬審査会【構成】事業者代表2名、労働者代表2名、学識経験者1名(弁護士)	公契約審査会【構成】労働者代表2名、事業者代表2名、弁護士1名	労働報酬審査会【構成】社会保険労務士1名、弁護士1名、建設労働団体1名、連合1名、商工会議所(サービス関係1名、建設関係1名)
実施についての確認方法	元請けは労働報酬報告を年3回提出。実施状況を毎年公表。	元請け事業者は労働報酬台帳を作成。契約期間に3回提出	元請けは労務台帳の作成、契約期間内に3回提出。	元請けは労働状況台帳を作成し、契約期間中に3回提出。
労働者への周知の方法	必要事項を掲載したものを掲示、備え付け、または文書を配布	必要要件を記載したものを掲示するか書面で配布。	必要要件を記載したものを掲示か書面で配布。	必要要件を記載したものを掲示か文書で配布、市のWEBに掲載。
調査権及び罰則	労働者の申し出があった場合又は必要と認められる場合は立ち入り調査等実施。違反があれば市長は是正を勧告。勧告に従わなければ契約解除、指名停止、公表。契約解除で市に損害が生じれば賠償請求し、事業者に損害が生じても保障しない。	労働者の申し出があった場合又は必要と認められる場合は立ち入り調査等実施。違反があれば市長は是正を勧告。勧告に従わなければ契約解除、指名停止。契約解除等の場合は事業者は違約金ないし賠償を求め、措置による事業者の損害は補償しない。	労働者の申し出があった場合又は必要と認められた立ち入り調査等実施。違反があれば市長は是正を勧告。勧告に従わなければ契約解除、指名停止、公表。措置により市が損害を生じたときは賠償を求め、事業者の損害が生じても市は補償しない。	労働者の申し出があった倍又は必要と認めるときは立ち入り調査等を行う。違反があれば市長は是正の勧告し、是正されなければ契約の解除、公表することができる。契約解除によって事業者が生じた損害は補償しない。
事業者の連帯責任	元請けは労働者の支払いに下請け企業と共同責任を負う	記載なし	元請けは労働者の支払いに下請け企業と共同責任を負う	記載なし
補完措置(対象事業以外に対する施策)	総合評価一般競争入札は公契約に準じた賃金か否かが評価点に加えられる。対象工事は低入札調査制度。60%以下は失格。	指定出資法人(27法人)及びPF【事業者(3事業)は努力義務を課している。対象工事は低入札調査制度を設けている。	契約事業者が変わっても、特段の理由がない限り継続雇用を努力義務、1億5千万円以上の工事には低入札調査制度。予定価格の60%以下は失格。 工事契約価格及び委託の契約価格はある程度上がった。労働者からの申し出がない限り調査しないので人員は増やしていない。	出資法人は公契約条例の努力義務を課す。対象工事は低入札調査制度を適用、予定価格の60%以下は失格。
施行後の状況、その他	工事契約価格は上昇していない、委託は予算額4億円の約1%程度上昇。特に問題はない。若干の増員。	工事契約価格は下がり続けている。委託も特に増えてはいない。人員は若干増えた。		特に問題はない。工事契約額は下がっているが、委託は若干上がる。施行後3年以内に見直し。人員は13年度より1名増員。